

**公益社団法人日本口腔インプラント学会**  
**役員の報酬等及び費用に関する規程（報酬規程）**  
平成 22 年 11 月 11 日制定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、この法人の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に  
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会に選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所  
とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条  
13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利  
益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区  
分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、  
手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の報酬は、原則として無報酬とする。た  
だし、非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事については、理事会への出席、  
監査業務等、必要な都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事に対する報酬は、下記に定める金  
額とする。

理事会への出席、監査業務等、必要な都度 2 万円

(報酬の支給日)

第5条 非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事の報酬は、その都度支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。